自賠責保険普通保険約款の一部変更について

平成 1 4 年 1 月

### 自動車損害賠償責任保険普通保険約款の一部変更

# (1)変更理由

平成14年4月1日に施行される自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律により、自動車損害賠償責任保険に関する規定が改正された。このため、損害保険会社の自動車損害賠償責任保険普通保険約款について、これらの改正に対応した変更を行う必要がある。 また、あわせて、現行自賠法令等との整合、内容の明確化、表現の適正化・平易化等を目的とする規定の見直しを行うものである。

## (2)変更内容

自動車損害賠償保障法の改正等による変更

- (イ)追加保険料に係る規定の削除(旧自動車損害賠償保障法第19条の2関係)
- (ロ)指定紛争処理機関による紛争の処理に係る規定の追加(改正自動車損害賠償保障法第2節の2関係)

現行自賠法令等との整合、内容の明確化、表現の適正化・平易化等を目的とする規定の見直し

- (イ)現行自賠法令の規定内容、表現(用語・用法)との整合を図る修正
- (口)内容及び表現の明確化、適正化、平易化等を図る修正

現 行	改 定 案	備  考
(責任の範囲) 第1条 当会社は、被保険者が自動車損害賠償責任保険証明書(以下「証明書」という。)記載の自動車の日本国内(日本国外における日本船舶内を含む。)における運行によって他人の生命又は身体を害した場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによる被保険者の損害を、この約款の条項に従って、てん補する責に任ずる。	(責任の範囲) 第1条 当会社は,自動車損害賠償責任保険証明書(以下「証明書」といいます。)記載の自動車(以下「被保険自動車」といいます。)の日本国内(日本国外における日本船舶内を含みます。)における運行によって他人の生命または身体を害すること(以下「事故」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して,この約款の条項に従い,保険金を支払います。	下記 の修正により、「被保険者が」が2度使用されることとなるため削除する。約款全体の文体について、「である体」を「ですます体」とする。(全条文共通)「(以下「被保険自動車」といいます。)」を挿入することにより、第2条で定義されている「自動車」と「証明書記載の自動車(被保険自動車)」という表現を区別し、約款の明確化を図る。「又は」、「及び」、「若しくは」が「本とでは、「では名において」を「害することにより」といいます。)」を挿入するとし、表現の適正化を図る。また、「(以下「事故」といいます。)」を挿入するとし、表現の適正化を図る。また、「(以下)を行い、約款の遺正化を図る。「…による被保険者の損害を」とし、任意保険約款との整合を図る。「…に従って、た補する責に任ずる」を「…に従い、保険金を支払います」とし、約款の明確化を図る。
第2条 この約款で自動車,運行,保有者及び運転者とは,それぞれ自動車損害賠償保障法(以下「法」という。)第2条に規定する自動車,運行,保有者及び運転者とする。  2 この約款で被保険者とは,自動車の保有者及びその運転者とする。	第2条 この約款において「自動車」「運行」「保有者」または「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法(以下「法」といいます。)第2条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。 2 この約款において「被保険者」とは、被保険自動車の保有者およびその運転者をいいます。	(第1項)「この約款で」「運転者とする」を「この約款において」「運転者をいいます」とし,任意保険約款との整合を図る。(第2項も同様。)(第1項)定義を行う文言に「」を付け,法令等の表現に準拠する。(第2項も同様。)(第1項)「及び」を「または」とし,法令等の用語に準拠する。(第2項)「自動車」を「被保険自動車」とし,第1項で定義されている「自動車」という表現と区別し,約款の明確化を図る。

現 行	改定案	備  考
(損害の範囲 <u>及び</u> 責任の限度) 第3条 第1条の損害 <u>とは</u> ,被保険者が被害者に 支払った損害賠償金 <u>及び</u> 被保険者が被害者のた めに支出した応急手当,護送,診察,治療 <u>又は</u> 看護の費用と <u>する</u> 。 2 当会社が <u>てん補すべき金額</u> は,自動車損害賠 償保障法施行令第2条に定める保険金額(以下 「保険金額」と <u>いう</u> 。)を <u>もって限度とする</u> 。	(損害の範囲 <u>および</u> 責任の限度) 第3条 第1条(責任の範囲)の損害 <u>は</u> ,被保険者が被害者に支払った損害賠償金 <u>および</u> 被保険者が被害者のために支出した応急手当,護送,診察,治療 <u>または</u> 看護の費用と <u>します。</u> 2 当会社が支払うべき保険金(第1条の規定による保険金をいいます。以下同様とします。)の額は,自動車損害賠償保障法施行令第2条に定める保険金額(以下「保険金額」といいます。)を限度とします。ただし,法第16条第1項の規定による損害賠償額(以下「損害賠償額」といいます。)の支払がある場合には,保険金と損害賠償額の合計額について,保険金額を限度とします。	(第1項)「損害とは」を「損害は」とし、任意保険約款との整合を図る。 (第1項)条文を引用した場合には、任意保険約款と同様に見出しを記載する。(全条文共通) (第2項)「てん補すべき金額」を「支払うべき保険金の額」とし、損害賠償額の支払がある場合をただし書として追加することにより、約款の明確化を図る。 (第2項)「もって限度とする」を「限度とします」とし、任意保険約款との整合を図る。
(責任の始期及び終期) 第4条 当会社の責任は、保険契約が成立した時に始まり、保険期間の末日の午前12時に終る。 ただし、あらかじめ、保険契約者の意思により、 保険期間の始期が定められたときは、当会社の 責任は、その時に始まり、保険期間の末日の午前12時に終る。	(保険責任の始期 <u>および</u> 終期) 第4条 当会社の <u>保険責任</u> は,保険契約が成立した時に始まり,保険期間の末日の午前12時に終ります。ただし,あらかじめ,保険契約者の意思により,保険期間の始期が定められた <u>場合</u> は,当会社の <u>保険責任</u> は,その時に始まり,保険期間の末日の午前12時に終ります。	「責任」を「保険責任」とし,約款の明確化を図る。 「とき」を「場合」とし,任意保険約款との整合を図る。

#### (告知義務)

- 第5条 当会社は,保険契約締結の<u>当時</u>,保険契約者が悪意<u>又は</u>重大な過失によって法第20条に規定する事項について事実を告げず<u>又は</u>不実のことを告げたときは,保険契約を解除することが<u>できる</u>。ただし,当会社がその事実を知り<u>又は</u>過失によって知らなかったときは,この限りでない。
- 2 前項本文の規定は,保険契約者<u>又は</u>被保険者 が<u>証明書に承認の裏書を受けるため</u>書面をもっ てその訂正を申し出て当会社がこれを承認した <u>後又は</u>当会社が解除の原因を知った<u>にかかわら</u> <u>ず</u>保険契約を解除しないで<u>30日を経過した後</u> は,これを適用しない。
- 3 第1項の解除は、保険契約者が解除の通知を 受けた日から起算して7日の後に、将来に<u>向っ</u> てその効力を生ずる。
- 4 当会社は,前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた<u>事故による損害をてん補した</u> ときは,保険契約者に対して<u>そのてん補した金額の支払</u>を請求することが<u>できる</u>。
- 5 <u>第2項の規定により承認裏書をなす</u>場合において、保険料を訂正する必要があるときは、<u>当</u>会社は、保険料の差額を追徴することができる。

#### (告知義務)

- 第5条 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者が悪意または重大な過失によって法第20条に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、証明書記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、当会社がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。
- 2 前項本文の規定は,保険契約者<u>または</u>被保険 者が書面をもってその訂正を申し出て当会社が これを承認した<u>後,または</u>当会社が解除の原因 を知った<u>時から</u>保険契約を解除しないで<u>その日</u> を含めて1月以上を経過した場合は,これを適 用しません。
- 3 第1項の解除は、保険契約者が解除の通知を 受けた日から起算して7日の後に、将来に<u>向か</u> ってその効力を生じます。
- 4 当会社は,前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により保険金または損害 賠償額を支払ったときは,保険契約者に対して その支払った金額の支払を請求することができます。
- 5 <u>当会社は,第2項の承認をする</u>場合において, 保険料を訂正する必要があるときは,<u>保険料の</u> 差額を返還し,または請求します。

(第1項)「当時」を「際」とし,任意保険約款との整合を図る。

(第1項)「証明書記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、」を挿入し、解除の場合には書面による通知が必要であることの明確化を図る。

(第1項)「これを」を挿入し,任意保険約款との整合を図る。

(第2項)「証明書に承認の裏書を受けるため」につき,現在,裏書は行っておらず,他種目の約款でも「裏書」という表現は使用していないため削除する。

(第2項)読点を挿入し,表現の平易化を図る。 (第2項)「にかかわらず」を「時から」とし, 任意保険約款との整合を図る。

(第2項)「30日を経過した後は」を「その日を含めて1月以上を経過した場合は」とし,自 賠法施行規則第5条の2第2項との整合を図る。

(第3項)「向って」を「向かって」とし,任意 保険約款との整合を図る。

(第4項)「事故による損害をてん補したとき」を「事故により保険金または損害賠償額を支払ったとき」とし,約款の明確化を図る。

(第4項)「そのてん補した金額の支払」を「その支払った金額の支払」とし,約款の明確化を図る。

(第5項)承認裏書については上記 と同様と する。

(第5項)「追徴することができる。」を「請求します。」とするとともに、「返還」する場合も記載し、約款の明確化を図る。

現 行	改定案	備  考
6 保有者が保険契約者である場合においてその 運転者の悪意又は重大な過失により、保険契約者が 自己に過失がなくて法第20条に規定する事項 について事実を告げず又は不実の事を告げた場合においては、前各項の規定を準用する。保有 者又はその運転者以外の者が保険契約者である 場合において、保有者又はその運転者の悪意又 は重大な過失により、保険契約者が自己に過失 がなくて法第20条に規定する事項について事 実を告げず又は不実のことを告げた場合におい てもまた同様とする。	6 保険契約締結の際、被保険者であって保険契約者以外の者の悪意または重大な過失により、保険契約者が自己に過失がなくて法第20条に規定する重要な事項について事実を告げずまたは不実のことを告げた場合は、前各項の規定を準用します。	(第6項)「保有者が…同様とする」を「保険契約締結の際,…準用します」とし,表現の平易化を図る。 (第6項)「不実の事」を「不実のこと」とし,第1項との整合を図る。

改定案

考

## (通知義務)

- 第6条 保険契約締結の後,下記の場合において は、保険契約者又は被保険者は、遅滞なく、そ の旨を当会社に書面で通知しなければならな
  - (1) 法第20条に規定する事項について変更 したとき。
  - (2) 自動車を他人に譲渡したとき。
  - (3) 自動車が法第10条に規定する自動車と なったとき。
  - (4) その他証明書記載事項が変更したとき。
- 2 前項第1号の変更の通知があった場合又は当 会社が通知なくしてその事実を知った場合にお いて,危険が増加又は減少したときは,当会社 は,危険が増加又は減少した日から起算し日割 によって計算した未経過期間に対する保険料 と,新たな危険に対応する責任保険の契約で保 険期間を同じくするものの保険料(当該保険期 間の開始後に保険料の変更があった場合には、 変更前の保険料)のうち,同一日数につき日割 計算により算出した保険料との差額を追徴又は 返還する。

ただし,追徴又は返還すべき金額に10円未 満の端数があるとき,又はその全額が100円 未満であるときは、その端数金額又はその全額 を切り捨てる。

3 保険期間中に危険が増加した後に危険が発生 し,当会社が損害をてん補した場合において, 保険契約者又は被保険者が第1項第1号の変更 の通知を怠っていたときは, 当会社は, 保険契 約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求 することができる。ただし,当会社の請求によ リ,危険の発生前に前項に規定する保険料の支 払をしたときは,この限りでない。

### (通知義務)

- 第6条 保険契約締結の後,次の各号のいずれか に該当する場合には、保険契約者または被保険 者は,遅滞なく,その旨を当会社に書面で通知 しなければなりません。
  - (1) 法第20条に規定する事項について変更 したとき。
  - (2) 被保険自動車が法第10条に規定する自 車となったとき。
  - (3) その他証明書記載事項について変更した لح き。
- 2 前項第1号の変更の通知があった場合または 当会社が通知なくしてその事実を知った場合に おいて,危険が増加または減少したときは,当 会社は,危険が増加または減少した日から起算 し日割によって計算した未経過期間に対する保 険料と,新たな危険に対応する責任保険(法第 5 条に規定する責任保険をいいます。以下同様 とします。)の契約で保険期間を同じくするもの の保険料(当該保険期間の開始後に保険料の変 更があった場合には,変更前の保険料)のうち 同一日数につき日割計算により算出した保険料 との差額を返還し,または請求します。ただし 返還または請求すべき金額に10円未満の端数 があるとき,<u>または</u>その全額が100円未満で あるときは,その端数金額またはその全額を切 り捨てます。
- 3 保険期間中に危険が増加した後に事故が発生 し, 当会社が保険金または損害賠償額を支払っ た場合において,保険契約者または被保険者が 第1項第1号の変更の通知を怠っていたとき は,当会社は,保険契約者に対してその支払っ た金額の支払を請求することができます。ただ し,当会社の請求により,事故の発生前に前項 に規定する保険料の支払をしたときは,この限 りではありません。

(第1項)「下記の場合においては」を「次の各 号のいずれかに該当する場合には」とし,表現 の適正化を図る。

(第1項)「自動車を他人に譲渡したとき」につ き,被保険自動車の譲渡については,現行約款 では特に通知義務を課すべき事項でなく。また、 保険契約の譲渡は約款第6条第1項第4号の 「その他証明書記載事項の変更」に該当してい るため 削除する。(自賠責制度創設時の約款で は,自動車の譲渡を解除の要件として認めてい た経緯がある。)

(第1項)第2号削除のため,以下号番が1つ ずつ繰り上がる。

(第1項(2))「自動車」を「被保険自動車」と し,約款の明確化を図る。

(第1項(3))第1号の表現に合わせ,「記載事 項が」を「記載事項について」とし 表現の適正化 を図る。

(第2項)「(法第5条に規定する責任保険をい います。以下同様とします。)」を挿入し,約款 の明確化を図る。

(第2項)「追徴又は返還する」を「返還し,ま たは請求します」とし、約款の明確化を図る。 (第2項)「ただし…」は前文から内容が連続し ているので改行しない。

(第3項)第1条で定義する「事故」と同義で あるため、「危険」を「事故」とし、約款の明確 化を図る。

(第3項)「損害をてん補した場合」を「保険金 または損害賠償額を支払った場合」とし、約款 の明確化を図る。

(第3項)「保険契約者に対し」。を「保険契約 者に対して」とし,表現の平易化を図る。

(第3項)「そのてん補した金額の支払」を「そ の支払った金額の支払」とし,約款の明確化を 図る。

## (保険事故の発生)

- 第7条 保険事故<u>又は</u>その原因となるべき事実が 発生したことを知った<u>とき</u>は、保険契約者<u>又は</u> 被保険者は、<u>下記の事項</u>を履行しなければ<u>なら</u> ない。
  - (1) 保険事故の原因となるべき事実発生の日時,場所,その状況,被害者の住所氏名,年齢及び職業並びにこれらの事項の証人となる者があるときはその住所氏名,損害賠償の請求を受けたときはその内容を,遅滞なく,書面で当会社に通知すること。
  - (2) 前号の書類の<u>外</u>,当会社が特に必要とする 書類<u>又は</u>証拠となるものの提出を求めた場 合には,遅滞なく,これを提出すること。
  - (3) 他人に対し損害の賠償を請求することができる場合においてその権利の保全又は行使について必要な手続をすること、その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
  - (4) <u>損害賠償責任に関する訴を提起しようとするとき又は提起されたときは</u>, <u>ただちに</u>, 書面により当会社に通知すること。
- 2 当会社は,前項第3号の場合<u>に</u>要した費用<u>を</u> 第3条第1項に規定する損害の額と合算<u>し</u>保険 金額を限度としててん補する責に任ずる。

#### (保険事故の発生)

- 第7条 保険事故<u>または</u>その原因となるべき事実が発生したことを知った<u>場合</u>は,保険契約者<u>または</u>被保険者は,<u>次のこと</u>を履行しなければ<u>な</u>りません。
  - (1) 次の事項を遅滞なく,書面で当会社に通知すること。
    - イ 保険事故の原因となるべき事実発生の日 時,場所,その状況,被害者の住所,氏名 年齢および職業
    - <u>ロ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</u>
    - ハ 損害賠償の請求を受けたときはその内容
  - (2) 前号の書類の<u>ほか</u>,当会社が特に必要とする書類<u>または</u>証拠となるものの提出を求めた場合には,遅滞なく,これを提出すること。
  - (3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合に<u>は</u>、その権利の保全<u>または</u>行使<u>に</u>必要な手続をすること<u>その他損害の防止および軽減のための必要な</u>一切の手段を講ずること。
  - (4) <u>損害賠償の請求についての訴訟を提起し,</u> <u>または提起された場合は</u>,<u>遅滞なく</u>,書面に より当会社に通知すること。
- 2 当会社は,前項第3号の場合<u>において</u>要した 費用<u>は,</u>第3条<u>(損害の範囲および責任の限度)</u> 第1項に規定する損害の額と合算<u>し,</u>保険金額 を限度として<u>保険金を支払います。ただし,損</u> 害賠償額の支払がある場合には,保険金と損害 賠償額の合計額について,保険金額を限度とし ます。

(第1項)「とき」を「場合」とし,任意保険約款との整合を図る。

(第1項)「下記の事項」を「次のこと」とし、 任意保険約款との整合を図る。

(第1項(1))構成を見直し「イ」「ロ」「ハ」として列挙し,表現の適正化を図る。

(第1項(2))「外」を「ほか」とし,表現の平 易化を図る。

(第1項(3))「他人に対し損害の賠償を請求する」を「他人に損害賠償の請求をする」とし、 任意保険約款との整合を図る。

(第1項(3))「場合において…行使について」を「場合には…行使に」とし,任意保険約款との整合を図る。

(第1項(3))「,その他損害を防止軽減するために必要な」を「その他損害の防止および軽減のための必要な」とし,表現の適正化を図る。

(第1項(4))「損害賠償責任に関する訴を提起しようとするとき又は提起されたときは」を「損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は」とし、任意保険約款との整合を図る。

(第1項(4))任意保険約款では「遅滞なく」としていること、商法では訴訟を提起または提訴された場合の通知規定はないが、第658条では事故発生の通知を「遅滞なく」と規定されていること、さらに実務上「ただちに」という表現にとらわれて対応していないことから「遅滞なく」とする。

(第2項)「場合に」「費用を」「合算し」を「場合において」「費用は,」「合算し,」とし,表現の平易化を図る。

(第2項)「てん補する責に任ずる」を「保険金を支払います」とし、損害賠償額の支払がある場合をただし書として追加することにより 約款の明確化を図る。

現 行	改定案	備考
(追加保険料)	2	5
第7条の2 保険契約者が法第19条の2に定め	(削 除)	自賠法第19条の2の規定の削除に伴い削除す
るところによって支払うべき追加保険料の額	(133 13.)	る。
は,自動車の運行による保有者及び運転者以外		
の者の死亡があった日から起算し,日割によっ		
て計算した未経過期間に対する保険料の額とす		
る。ただし,追加保険料の金額に10円未満の		
端数があるとき,又はその全額が100円未満		
であるときは,その端数金額又はその全額を切		
り捨てる。		
2 保険契約者は、当会社が書面により通知した		
支払期限を超えて追加保険料を支払うときは、		
その支払期限の翌日から追加保険料を支払う日		
までの日数に応じ延滞利息(その利率は,自動		
<u>車損害賠償保障法施行規則(以下「施行規則」</u> という。)の定めるところによる。)を支払わな		
という。) のためることろによる。) を文払わな ければならない。		
3 当会社は,第1項の死亡に関し被保険者に対		
して保険金を支払うべき場合において,追加保		
険料及び延滞利息の支払を受けていないとき		
は、追加保険料及び延滞利息に充てるため、こ		
れらの額に相当する金額をその保険金から控除		
<u>するものとする。</u>		
4 当会社は,第1項の死亡について保有者に法		
第3条の規定による損害賠償の責任が発生しな		
かったときは,追加保険料及び延滞利息の支払		
として受けた給付の額又は前項の規定により控		
除した額を保険契約者に返還するものとする。		
この場合において、当会社が返還する金額には、		
その給付を受け、又は控除した日からの日数に		
<u>応じ利息(その利率は,施行規則の定めるとこ</u>		
<u>ろによる。) を附するものとする。</u>		

現行	改定案	
(訴訟等の費用)	(訴訟等の費用)	m J
第8条 第1条の損害に関し,被保険者と被害者 との間の争いが生じた <u>場合において</u> ,当会社は, 被保険者が支出する <u>訴訟,仲裁又は和解</u> に関す る一切の費用を負担 <u>しない</u> 。	第8条 第1条 <u>(責任の範囲)</u> の損害に関し,被保険者と被害者との間の争いが生じた <u>場合</u> ,当会社は,被保険者が支出する <u>訴訟,和解または調停等</u> に関する一切の費用を負担 <u>しません</u> 。	「場合において」を「場合」とし,任意保険約款との整合を図る。 今日では調停の件数が多く仲裁がほとんどないことから,「訴訟,和解または調停等」とする。
		(例1)自賠責保険判決・和解・調停件数
		平成 1 1 年度 判決 和解 調停
		(死亡・後遺障害・ 傷害事案合計)     905     1,072     780
		(例 2 ) 交通訴訟事件および交通調停事件の新受事件数ならびに訴訟および調停利用率の推移  新受事件数

現 行 改定案 備 考  (無効) 第9条 保険契約締結の当時,保険契約に関し、保験契約者または被保険者に詐欺の行為があった。ときは、保険契約は無効とする。  (無効) 第9条 保険契約結又は被保険者に詐欺の行為があった。ときは、保険契約は無効とします。  (無効) 第9条 保険契約結または被保険者に詐欺の行為があった。 場合は、保険契約は無効とします。
第9条 保険契約締結の <u>当時</u> ,保険契約に関し,   第9条 保険契約締結の <u>際</u> ,保険契約に関し,保   「当時」を「際」とし,任意保険約款との整合   保険契約者 <u>又は</u> 被保険者に詐欺の行為があった   険契約者 <u>または</u> 被保険者に詐欺の行為があった   を図る。   <u>とき</u> は,保険契約は無効と <u>する</u> 。   <u>場合</u> は,保険契約は無効と <u>します</u> 。   「とき」を「場合」とし,任意保険約款との整

### (解除)

- 第10条 保険契約者は,次の<u>各号いづれか</u>に該 当する場合に限<u>り</u>保険契約を解除することが<u>で</u> <u>きる</u>。
  - (1) 登録自動車について,<u>車台が変ったこと又は運行の用に供することをやめたことによ</u>りまっ消登録を受けた場合。
  - (2) 軽自動車<u>又は</u>二輪の小型自動車について, 使用を廃止し,車両番号標を<u>都道府県知事</u>に 提出した場合<u>。</u>
  - (3) 小型特殊自動車<u>又は</u>原動機付自転車について,使用を廃止し,標識を特別区<u>又は</u>市町村の長に提出した場合。
  - (4) 臨時運行の許可を受けた自動車について, 臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納し た場合。
  - (5) 回送運行の許可を受けた自動車について, 回送運行許可番号標を<u>都道府県知事</u>に返納 した場合。
  - (6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車 について,その番号標を<u>都道府県知事に返納</u> した場合。
- (7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。
- 2 <u>当会社又は保険契約者は,次の各号いづれか</u> <u>に該当する場合には,保険契約を解除すること</u> ができる。
  - (1) 第6条第1項第<u>3</u>号に規定する事実が生 じた場合。
  - (2) <u>当該</u>自動車について他に責任保険の契約 <u>又は</u>責任共済の契約が締結されており,か つ,その契約の保険期間<u>又は</u>共済期間の終期 がこの保険契約の保険期間の終期と同一で あるかその終期より遅いものである場合。

(解除)

- 第10条 保険契約者は、被保険自動車が次の各 号のいずれかに該当する場合に限り、当会社に 対する書面による通知をもって保険契約を解除 することができます。
  - (1) 登録自動車について,<u>道路運送車両法第</u> 15条または第16条の規定により抹消登 録を受けた場合
  - (2) 軽自動車<u>または</u>二輪の小型自動車について,使用を廃止し,車両番号標を<u>陸運支局長</u> または軽自動車検査協会に提出した場合
  - (3) 小型特殊自動車<u>または</u>原動機付自転車に ついて,使用を廃止し,標識を特別区<u>または</u> 市町村の長に提出した場合
  - (4) 臨時運行の許可を受けた自動車について, 臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納し た場合
  - (5) 回送運行の許可を受けた自動車について, 回送運行許可番号標を<u>陸運支局長</u>に返納し た場合
  - (6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車 について,その番号標を<u>陸運支局長に返還</u>し た場合
- (7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には,当会社は証明書記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって,保険契約者は当会社に対する書面による通知をもって,それぞれ保険契約を解除することができます。
  - (1) 第6条<u>(通知義務)</u>第1項第<u>2</u>号に規定する事実が生じた場合
  - (2) 被保険自動車について他に責任保険の契約または責任共済(法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。)の契約が締結されており、かつ、その契約の保険期間または共済期間の終期がこの保険契約の保険期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合

(第1項)「被保険自動車が」を挿入し,約款の 明確化を図る。

(第1項)「各号いづれか」を「各号のいずれか」 とし,表現の平易化を図る。

(第1項)「,」を挿入し,表現の平易化を図る。 (第1項)「当会社に対する書面による通知をもって」を挿入し,解除の場合には書面による通知が必要であることの明確化を図る。

(第1項(1))「車台が変ったこと又は運行の用に供することをやめたことにより」を「道路運送車両法第15条または第16条の規定により」とし、自賠法施行規則第5条の2の規定内容との整合を図る。

(第1項(1),(2),(5),(6))「まっ消」を「抹消」、「都道府県知事」を「陸運支局長」とし, 自賠法施行規則第5条の2の規定内容との整合 を図る。

(第1項(1)~(7)) 文末が名詞の場合,「こと」・「とき」で終わる以外は句点をつけないので,第1~7号の文末の「。」を削除し,法令等の用語に準拠する。

(第1項(2))「または軽自動車検査協会」を挿入し,自賠法施行規則第5条の2の規定内容との整合を図る。

(第1項(6))「返納」を「返還」とし,自賠法施行規則第5条の2の規定内容との整合を図る。

(第2項)「当会社…できる」を「次の各号の…できます」とし、解除の場合には書面による通知が必要であることの明確化を図る。

(第2項)「各号いづれか」を「各号のいずれか」 とし、表現の平易化を図る。

(第2項(1))第6条第1項2号が削除されたことに伴い、号番の繰り上がりがあることにより修正する。

(第2項(1)(2))上記 と同様の理由で,第1号,2号の文末の「。」を削除する。

- 3 前各項の解除は将来に<u>向って</u>その効力を<u>生ず</u>る。
- 4 保険契約者は,第1項<u>及び</u>第2項による<u>解約</u> 又は第5条第1項<u>若しくは</u>同条第6項による<u>解</u> 約の場合は,保険標章の交付を受けている自動車にあっては保険証明書及び保険標章を,その他の自動車にあっては保険証明書を当会社へ返納しなければならない。
- 3 前各項の解除は<u>,</u>将来に<u>向かってのみ</u>その効力を生じます。
- 4 保険契約者は,第1項<u>および</u>第2項による<u>解除または</u>第5条<u>(告知義務)</u>第1項<u>もしくは</u>同条第6項による<u>解除</u>の場合は,<u>被保険自動車が</u>保険標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および保険標章を,その他の自動車であるときは証明書を当会社へ返納しなければなりません。

(第2項(2))「当該自動車」を「被保険自動車」 とし,約款の明確化を図る。

(第2項(2))「(法第5条に規定する責任共済 をいいます。以下同様とします。)」を挿入し, 約款の明確化を図る。

(第3項)「,」を挿入し,表現の平易化を図る。 (第3項)「向って」を「向かってのみ」とし, 自賠法第20条の2第3項の用語に準拠する。 (第4項)「解約」を「解除」とし,約款上の整合を図る。

(第4項)「被保険自動車が」を挿入し,約款の 明確化を図る。

(第4項)「にあっては」を「であるときは」と し,表現の平易化を図る。

21 (第4項)第1条で自動車損害賠償責任保険証明書が「(以下「証明書」といいます)」と定義されているため、「保険証明書」を「証明書」とし、約款上の整合を図る。

現 行	改定案	備考
(保険契約者の <u>権利義務</u> の承継) 第11条 自動車が譲渡された場合において,譲受人 <u>又は</u> その指定する者が保険契約者の <u>権利義務</u> を承継することを保険契約者と約し,当会社が保険契約者 <u>及び</u> 譲受人 <u>又は</u> その指定する者からその旨の通知を受けたときは, <u>その時</u> からこれについて当会社の承認があったものと <u>みなす</u> 。	(保険契約者の <u>権利および義務</u> の承継) 第11条 <u>被保険</u> 自動車が譲渡された場合において,譲受人 <u>または</u> その指定する者が保険契約者の <u>権利および義務</u> を承継することを保険契約者と約し,当会社が保険契約者 <u>および</u> 譲受人 <u>また</u> はその指定する者からその旨の通知を受けたときは,保険契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについて当会社の承認があったものと <u>みなします</u> 。	「自動車」を「被保険自動車」とし,約款の明確化を図る。 「権利義務」を「権利および義務」とし,表現の適正化を図る。 「その時」を「保険契約者の権利および義務を承継することが約された時」とし,約款の明確化を図る
(保険料の変更) 第12条 保険契約の成立後において,保険期間 の開始以前に保険契約に対応する保険料の変更 があったときは,当会社は,変更前の保険料と 変更後の保険料との差額を <u>追徴又は返還する</u> 。	(保険料の変更) 第12条 保険契約の成立後において,保険期間 の開始以前に保険契約に対応する保険料の変更 があったときは,当会社は,変更前の保険料と 変更後の保険料との差額を <u>返還し,または請求</u> します。	「追徴又は返還する」を「返還し,または請求 します」とし,約款の明確化を図る。

### (保険料の返還及び請求)

- 第13条 当会社は、保険契約者<u>又は</u>被保険者の <u>責に帰すべき事由による</u>保険契約の無効の場合 には、全保険期間に対する保険料の全額を請求 する権利を失わず、また、すでに受け取った保 険料は、これを返還<u>しない</u>。
- 2 当会社は,保険契約者<u>又は</u>被保険者の<u>責に帰すべき事由による</u>保険契約の失効の場合<u>又は</u>第5条第1項<u>及び</u>第10条の解除の場合(第10条第2項の規定により当会社が解除した場合を除く。)には,全保険期間に対する保険料から当会社の定める解約料率表によって計算した経過期間に対する保険料を控除して,その残額を保険契約者に返還する。
- 3 前2項の場合を除き、当会社は、保険契約<u>の</u>無効の場合には保険料の全額を、失効の場合にはその翌日から起算し<u>日割によって計算した未経過期間に対する</u>保険料を保険契約者に返還する。
- 4 当会社のみの責に帰すべき事由により保険契約が解除された場合及び当会社が第10条第2項の規定により保険契約を解除した場合には、当会社は、前項の規定により計算した保険料を保険契約者に返還する。

(保険料の返還および請求)

- 第13条 当会社は、保険契約者または被保険者の<u>故意または重大な過失による</u>保険契約の無効の場合には、全保険期間に対する保険料の全額を請求する権利を失わず、また、すでに受け取った保険料は、これを返還しません。
- 2 当会社は,保険契約者<u>または</u>被保険者の<u>故意</u>または重大な過失による保険契約の失効の場合<u>または</u>第5条<u>(告知義務)</u>第1項<u>および</u>第10条<u>(解除)</u>の解除の場合(第10条第2項の規定により当会社が解除した場合を除きます。)には,未経過期間に対して当会社の定める解約保険料表による保険料を保険契約者に返還します。
- 3 前2項の場合を除き,当会社は,保険契約が 無効の場合には保険料の全額を,失効の場合に はその翌日から起算し<u>未経過期間に対し日割を</u> もって計算した保険料を保険契約者に返還しま す。
- 4 当会社のみの責に帰すべき事由により保険契約が解除された場合<u>および</u>当会社が第10条(<u>解除</u>)第2項の規定により保険契約を解除した場合には,当会社は,前項の規定により計算した保険料を保険契約者に返還します。

(第1項)「責に帰すべき事由による」を「故意または重大な過失による」とし,任意保険約款との整合を図る。

(第2項)「責に帰すべき事由による」を「故意または重大な過失による」とし,任意保険約款との整合を図る。

(第2項)「経過期間に対する保険料を控除して」との現行約款の表現が、始期前解約(=経過期間ゼロ)の場合は控除される保険料がなく、営業保険料が全額戻るとの誤解を生じさせる惧れがあるため、約款の明確化を図る。(また、現在は解約料率表は存在しないので、その箇所の手当てを行う。)

(第3項)「保険契約の」を「保険契約が」とし、 表現の適正化を図る。

(第3項)「日割によって計算した未経過期間に対する」を「未経過期間に対し日割をもって計算した」とし、任意保険約款との整合を図る。

現 行	改定案	備考
(損害てん補の請求) 第14条 被保険者が保険契約に基いて損害のて ん補を受けようとするときは、被保険者と被害 者との間に第3条第1項に規定する損害の額の 確定した日から30日以内又は当会社が承認した猶予期間内に、被保険者は、保険金請求書に 損害賠償金の支払を証明する書類その他当会社が必要とする書類を添えて、これを当会社に提出しなければならない。 2 当会社は、特に必要があると認めるときは、当会社の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、当会社の負担とする。	(保険金の請求) 第14条 被保険者が保険契約に基づいて保険金の支払を請求する場合は、被保険者と被害者との間に第3条(損害の範囲および責任の限度)第1項に規定する損害の額が確定した日の翌日から起算して30日以内または当会社が承認した猶予期間内に、損害賠償金の支払を証明する書類その他当会社が必要とする書類を添えて、保険金請求書を当会社に提出しなければなりません。 2 当会社は、特に必要があると認めるときは、当会社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、当会社が負担します。	タイトルについて「損害てん補の請求」を「保険金の請求」とし、約款の明確化を図る。(第1項)「基いて」を「基づいて」とし、表現の平易化を図る。(第1項)「損害のてん補を受けようとするとき」を「保険金の支払を請求する場合」とし、約款の明確化を図る。(第1項)「損害の額の確定した」を「損害の額が確定した」とし、表現の適正化を図る。(第1項)「翌日から起算して」を挿入することにより、約款の明確化を図る。(第1項)「被保険者は、…ならない」を「損害賠償金の…なりません」とし、表現の平易化を図る。(第2項)「の負担とする」を「が負担します」とし、表現の平易化を図る。
(保険金の支払) 第15条 当会社は,前条の請求を受けた日から30日以内に保険金を <u>支払う</u> 。ただし,当会社がこの期間内に必要な調査を <u>終了することができないときは,この限りでない</u> 。	(保険金の支払) 第15条 当会社は,前条の請求を受けた日から その日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし,当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができないときは,これを終えた後,遅滞なく保険金を支払います。	「その日を含めて」を挿入することにより,約款の明確化を図る。 「終了することができないときは,この限りではない」を「終えることができないときは,これを終えた後,遅滞なく保険金を支払います」とし,約款の明確化を図る。

### (重複契約の場合の免責)

- 第16条 当会社は、<u>当該</u>自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約<u>又は</u>責任共済の契約が締結されている場合においては、締結したときがより早い契約の保険期間<u>又は</u>共済期間と重複する保険期間<u>において発生した損害のてん</u>補の責を免れる。
- 2 当会社は,前項の場合において,<u>法第16条第1項の規定による損害賠償額の支払又は法第17条第1項の規定による仮渡金の支払(以下この項及び第4項において「損害賠償額等の支払」という。)の請求に応じて,損害賠償額等の支払として給付をした</u>ときは,当会社<u>又は</u>被害者がこの保険契約の他に締結した<u>とき</u>がより早い契約があることを知っていた場合を除き,その給付をした額の限度において,被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得する。
- 3 当会社は、<u>当該</u>自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約又は責任共済の契約が締結されている場合において、締結した<u>とき</u>が最も早い契約が、この保険契約を含めて2以上あるときは、この保険契約に関し<u>損害のてん補をすべき金額を</u>これらの契約の数で除して得た金額を超える金額<u>について損害のてん補の責を免</u>れる。
- 4 当会社は,前項の場合において,損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払として給付をしたときは,当会社又は被害者がこの保険契約の他に締結したときが最も早い契約があることを知っていた場合を除き,前項の規定により損害賠償額等の支払について責を免れるべき金額の限度において,被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得する。

### (重複契約の場合の免責)

- 第16条 当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の保険期間または共済期間と重複する保険期間において発生した事故に対しては保険金、損害賠償額および法第17条第1項の規定による仮渡金(以下この条において「仮渡金」といいます。)を支払いません。
- 2 当会社は、前項の場合において、<u>損害賠償額の支払または仮渡金の支払(以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。</u>)の請求に応じて、損害賠償額等の<u>支払をした</u>ときは、当会社<u>または</u>被害者がこの保険契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その<u>支払</u>をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。
- 3 当会社は,被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合において,締結した時が最も早い契約が,この保険契約を含めて2以上あるときは,この保険契約に関し支払うべき保険金,損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。
- 4 当会社は,前項の場合において,損害賠償額 等の支払の請求に応じてその支払をしたとき は,当会社<u>または</u>被害者がこの保険契約の他に 締結した時が最も早い契約があることを知って いた場合を除き,前項の規定により損害賠償額 等の支払を免れるべき金額の限度において,被 害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対し て有する権利を取得<u>します</u>。

(第1項)「当該自動車」を「被保険自動車」とし、約款の明確化を図る。

(第1項)「場合においては」を「場合」とし, 任意保険約款との整合を図る。

(第1項)「ときが」を「時が」とし,法令等の 用語に準拠する。

(第1項)「において発生した損害のてん補の責を免れる」を「において発生した事故に対しては保険金,損害賠償額および法第17条第1項の規定による仮渡金を支払いません」とし,約款の明確化を図る。

(第2項)「法第16条…という。)」を「損害 賠償額の…といいます。)」とし,約款上の整合 を図る。

(第2項)「支払として給付をした」を「支払を した」とし、表現の適正化を図る。

(第2項)「ときが」を「時が」とし,法令等の 用語に準拠する。

(第2項)「給付」を「支払」とし,表現の適正化を図る。

(第3項)「当該自動車」を「被保険自動車」とし,約款の明確化を図る。

(第3項)「ときが」を「時が」とし,法令等の 用語に準拠する。

(第3項)「損害のてん補をすべき金額を」を「支払うべき保険金,損害賠償額および仮渡金の額を」とし,約款の明確化を図る。

(第3項)「について損害のてん補の責を免れる」を「については支払いません」とし,約款の明確化を図る。

(第4項)「支払として給付をした」を「支払を した」とし、表現の適正化を図る。

(第4項)「ときが」を「時が」とし,法令等の 用語に準拠する。

(第4項)「支払について責」を「支払」とし, 表現の適正化を図る。

現 行	改定案	備考
	(悪意による損害の免責) 第16条の2 当会社は,保険契約者または被保 険者の悪意によって発生した損害については, 保険金を支払いません。	約款第16条に重複契約の場合の免責が記載されており,自賠法第14条との整合を図る意味から悪意による損害の免責を記載する。
(評価人及び裁定人) 第17条 当会社の支払うべき保険金の額について、当会社と被保険者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人の判断に任せる。もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人に裁定させる。  2 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含む。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含む。)は半額ずつ負担する。		(第1項)「当会社の」を「当会社が」とし、表現の適正化を図る。 (第1項)「保険金の額について」を「保険金の額の決定について」とし、表現の適正化を図る。 (第1項)「との間に争いを生じたとき」を「との間で争いが生じた場合」とし、任意保険約款との整合を図る。 (第1項)「各1名の」を「各1名ずつの」とし、任意保険約款との整合を図る。 (第1項)「非価人の間に」を「評価人の間で」とし、任意保険約款との整合を図る。 (第1項)「評価人の間に」を「評価人の間で」とし、任意保険約款との整合を図る。 (第1項)「共意保険約款との整合を図る。 (第1項)「共意保険約款との整合を図る。 (第1項)「共意保険約款との整合を図る。(第1項)「共意保険約款との整合を図る。(第1項)「共意保険約款との整合を図る。(第1項)「共意保険約款との整合を図る。(第1項)「共意保険的数との整合を図る。)

現	行	改定案	備	考

## (代位)

- 第18条 被保険者が他人に対し損害の賠償を請 求することができる場合において, 当会社が被 保険者に第1条の損害をてん補したとき又は法 第16条第1項の規定により被害者に損害賠償 額の支払をしたときは、被保険者の権利を害さ ない範囲内で,当会社は,てん補した金額又は 支払った金額の限度において,被保険者がその 者に対して有する権利を取得する。
- 2 被保険者は,損害がてん補されたとき又は被 害者に損害賠償額が支払われたときは、前項の 権利を行使するために必要な一切の書類を当会 社に交付しなければならない。

## (保険証明書等の再交付)

- 第19条 当会社は、保険証明書又は保険標章を 次の場合に再交付する。ただし,保険標章の再 交付を受ける場合には,保険契約者は保険証明 書を提示しなければならない。
  - (1) 損傷又は識別困難となった保険証明書又 は保険標章の提出があった場合。
  - (2) 盗難, 焼失, 滅失等により保険証明書又は 保険標章を提出することができないときは、 これを証する書類の提出があった場合。

# (準拠法)

第20条 この約款に定めていない事項について 第20条 この約款に定めていない事項について は,日本国の法令に準拠する。

# (代位)

- 第18条 被保険者が他人に対し損害賠償の請求 をすることができる場合において、当会社が被 保険者に保険金を支払ったときまたは被害者に 損害賠償額の支払をしたときは、被保険者の権 利を害さない範囲内で,当会社は,支払った金 額の限度において、被保険者がその者に対して 有する権利を取得します。
- 2 被保険者は、保険金が支払われたときまたは 被害者に損害賠償額が支払われたときは、前項 の権利を行使するために必要な一切の書類を当 会社に提出しなければなりません。

#### (証明書等の再交付)

- 第19条 当会社は,証明書または保険標章を次 の各号のいずれかに該当する場合に,保険契約 者に再交付します。ただし,保険標章の再交付 を受ける場合には,保険契約者は証明書を提示 しなければなりません。
  - (1) 損傷または識別困難となった証明書また は保険標章の提出があった場合
  - (2) 盗難, 焼失, 滅失等により証明書または保 険標章を提出することができないときは,これ を証する書類の提出があった場合

## (準拠法)

は,日本国の法令によります。

# 附 則

この約款の適用にあたっては,平成14年4 月1日以降平成20年3月31日以前に保険期 間の始期を有する保険契約の保険料について は,法附則第7項に規定する保険料等充当交付 金の額を控除した金額を保険料の全額とみなし ます。

(第1項)「損害の賠償を請求する」を「損害 賠償の請求をする」とし 約款上の整合を図る。 (第1項)「第1条の損害をてん補した」を「保 険金を支払った」とし、約款の明確化を図る。 (第1項)「法第16条第1項の規定により」 を削除し,約款上の整合を図る。

(第1項)「てん補した金額又は支払った金額」 を「支払った金額」とし、約款の明確化を図る。 (第2項)「損害がてん補されたとき」を「保 険金が支払われたとき」とし、約款の明確化を 図る。

(第2項)「交付」を「提出」とし,表現の適 正化を図る。

第1条で,自動車損害賠償責任保険証明書が 「以下「証明書」といいます」と定義されてい るので、「保険証明書」を「証明書」とし、約 款上の整合を図る。

「次の場合」を「次の各号のいずれかに該当す る場合」とし,表現の適正化を図る。

「保険契約者に」を挿入し、約款の明確化を図 る。

文末が名詞の場合,「こと」・「とき」で終わる 以外は句点をつけないので,第1号・2号の文 末の「。」を削除し,法令等の用語に準拠する。

「準拠する」を「よります」とし,任意保険約 款との整合を図る。

保険料等充当交付金が交付されることに伴い、 約款上の保険料の明確化を図る。